

理由書

令和 年 月 日

愛媛県指定事務所登録機関
一般社団法人愛媛県建築士事務所協会長 様

住 所
(法人所在地)

氏名
(法人名称及び
代表者役職・氏名)

建築士事務所の登録事項の変更については、建築士事務所の登録事項の変更については、

□建築士法第23条の5第1項により、2週間以内に届け出なければならない

□建築士法第23条の5第2項により、3ヶ月以内に届け出なければならない

となっていますが、下記の理由により届け出が遅れました。

今後、このようなことがないように留意します。

記

理由：